

事務局長 令和5年1月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。

本日の欠席委員は、9番坪田委員、14番本田委員の2名です。只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長 <会長挨拶>

事務局長 それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長 はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に1番 大川勝利委員、2番 末廣秀夫委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 <説明> 議案第53号農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について説明いたします。

整理番号45番、譲渡人丸岡町吉政 ○○さん。譲受人春江町井向 ○○さん。申請地は、春江町井向、田648㎡です。許可後の経営面積69アールです。

以上ご審議願います。

議長 ではご意見を伺います。ご意見ございませんか。無ければ、お諮りいたします。

議案第53号は許可することに決定してよろしいですか。

各委員 <異議なし>

議長 それでは、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定しました。

議長 次に議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局 <説明>

議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。

整理番号61番、申請者は坂井町上新庄 ○○さん。申請地は、坂井町下新庄767㎡のうち353.65㎡です。住宅建築を目的に転用するもので建築面積 129.88㎡です。

整理番号62番、太陽光発電の案件で今回は3回目の更新となります。申請者は丸岡町東二ツ屋 ○○さん。申請地は、丸岡町東二ツ屋、田、7,706㎡のうち3.88㎡です。太陽光発電8基で下部にはコシヒカリなど別紙の通り作付けを行っており、おおむね8割収量がある状況です。

議 長 それでは、現地確認の報告をお願いします。

整理番号61番を10番大嶋委員をお願いします。

大嶋委員 10番大嶋です。整理番号61番、申請地は市役所前の通り沿いで、嶺北縦貫道路からやや東に入った場所になります。木材の工場が建設、利用されており、その東側は高齢者のデイサービス事業所であります。当該地は畑で防草シートがかかっておりましたが、周囲に農地はなく問題ないと思われま

議 長 次に整理番号62番を13番 田中委員をお願いします。

田中委員 営農型太陽光発電施設の更新の件です。坂井町東長田などに比べると、農地に影響がほとんどない状況です。パネル同士もかなり距離が開いているので日光さえぎることもないと思われま

議 長 続いて地元委員のご意見を伺います。

整理番号61番を4番 田中委員をお願いします。

田中委員 4番、田中です、整理番号61番、木材屋さんの工場が隣接しており、現地確認の委員さんのおっしゃるとおり問題ないと思われま

議 長 次に整理番号62番を1番 大川委員が報告します。

大川委員 1番大川委員です。営農型太陽光発電の件、現地確認に行かれた田中委員の説明のとおり耕作になんら支障なく問題ないと思われま

議 長 それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。

無ければお諮りいたします。議案第54号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。

各委員 <異議なし>

議 長 異議なしと認めます。

議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。

議 長 では続いて、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めま

事務局 <説 明>

議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」説明します。

整理番号63番 賃借権設定の案件で、貸人丸岡町今市 ○○さん、借人福井市志比口3丁目 ○○さんです。申請地は丸岡町今市、3,427㎡。砂利採取用地として一時転用するものです。

整理番号64番、使用貸借権の案件で貸人坂井町上新庄 ○○さん、借人は坂井町朝日 ○○さん。申請地は坂井町下新庄、767㎡のうち414.2㎡です。先の4条議案と5条申請が出されています。

整理番号65番、賃貸借権設定の案件で、貸人春江町江留中 ○○さんほか1名、借人は春江町江留中 ○○さん。申請地は春江町江留中、1,743㎡のうち135㎡。江留中生産組合の農業用倉庫および進入路として転用するものです。

整理番号66番、所有権移転の案件で、譲渡人坂井町西 ○○さん。譲受人丸岡町○○さん、坂井町西、計8,158.73㎡です。工場及び事務所建設を目的に転用するもので建築面積1,872㎡です。

以上、ご審議をお願いします。

議長 それでは、現地確認の報告をお願いします。
整理番号63、65番を17番 大嶋謙一委員をお願いします。

大嶋委員 17番 大嶋です。整理番号63番は、8号線羽崎交差点を東へ入った砂利採取の件です。今で1期から3期までが終わっており最終の第4期の転用ということですので。排水は今までどおり、雨降りの日はできる限り作業をしないことを確認しております。
整理番号65番、江留中のあい江生産組合の倉庫前の農地で、農業用施設を建てるとのことです。進入路が狭いので拡張してほしいと意見をだしています。

整理番号64番を10番 大嶋裕一委員をお願いします。

大嶋委員 10番 大嶋です。整理番号64番は、先ほど言った通り親子で家を建てるということで問題ないと思われまます。

整理番号66番を11番 中垣内委員をお願いします。

中垣内委員 11番 中垣内です。整理番号66番は、北は市道、南は農道、雨水は東側に調整池をもうけて排水路に流すとのことです。申請地西側の三角地は、今回転用ではないですが、申請地の所有者と同一です。耕作など影響ないと確認しています。

議長 続いて、地元委員のご意見を伺います。

整理番号63番を11番 中垣内委員をお願いします。

中垣内委員 11番 中垣内です。整理番号63番は砂利採取の案件です。現地確認の委員及び事務局説明の通り問題ないと思います。

議長 整理番号64番を4番 田中委員をお願いします。

田中委員 4番 田中です。整理番号4番は現地確認の大嶋委員の説明の通り、問題としますので、ご審議をお願いします。

議長 整理番号65番を7番 牧野委員をお願いします。

牧野委員 7番牧野です。整理番号65番は現地確認の委員さんの説明のとおり問題ないと思われまます。

議長 整理番号66番を8番 伊藤委員をお願いします。

伊藤委員 8番伊藤です。整理番号66番については坂井町西の案件で、縦貫道路の蔵垣内交差点から西へ進んだところですので。道路を挟んで北側に事務所がありますが事業幅のため転用するものです。南側には上兵庫の農道があり、上兵庫土地改良区とは了解がとれているとのこと、残っている三角地も同一所有者であることから問題ないと思われまます。

議長 では、皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。
無ければお諮りいたします。議案第55号は原案のとおり承認してよろしいですか。

各委員 <異議なし>

議長 異議がないと認めます。議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。

議長 次に議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」議題とします。農業振興課の説明を求めます。

<説明>

農業振興課 議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。利用権設定を受ける者（借り手）は15名、利用権設定する者（貸し手）は35名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規29筆、66,848.36㎡、田の更新は86筆137,664㎡です。畑は、新規2筆、1,162㎡。畑の更新は2筆5,702㎡です。田畑あわせ計119筆211,376.36㎡です。使用賃借権の案件は、田6筆9,900㎡です。

今日は所有権移転が2件あります。整理番号1番 所有権移転する者は三国東二丁目 ○○さん、所有権移転を受ける者三国町川崎 ○○さん、申請地は三国町川崎、田、1,977㎡です。整理番号2番、所有権を移転する者は三国町加戸 ○○さん、所有権の移転を受ける者三国町加戸 ○○さん。申請地は、三国町加戸、田、1,025㎡です。以上ご審議お願いします。

議長 本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

それではお諮りします。議案第56号は原案のとおり承認してよろしいですか。

各委員 <異議なし>

議長 異議なしと認めます。議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり承認いたしました。

議長 議案第57号「農用地計画」を、議題とします。農業振興課は説明をお願いします。

事務局 議案第57号「農用地計画」を、説明いたします。編入3件、除外7件、計10件ございます。

編入が3件あり図面番号1、丸岡町北横地、鉄塔跡地を隣接水田と一体的に利用するための編入です。図面番号2、丸岡町千田、国の事業活用のため編入するものです。図面番号3、坂井町上兵庫、国の事業活用のための目的に編入するものです。次からは除外の案件になります。図面番号4、坂井町上兵庫、鉄塔建設を目的とするものです。番号5、坂井町上兵庫、田、鉄塔建設を目的として除外するものです。図面番号6、坂井町上兵庫、鉄塔建設を目的に除外するものです。番号7、坂井町河和田、333㎡のうち0.2㎡で携帯電話基地局の設置を目的とするものです。図面番号8、三国町米納津、住宅建築のため除外するものです。図面番号9、坂井町清永、558㎡のうち443㎡で住宅の建設のため除外するものです。図面番号10、坂井町西、222㎡のうち122㎡です。駐車場の建設を目的として除外するものです。

以上、除外の計1,949.22㎡。編入の計8,229.0㎡となります。以上ご審議お願いします。

議 長 本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

議 長 議案第57号は原案のとおり承認してよろしいか。

各委員 <異議なし>

議 長 異議がないと認めます。議案第57号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」は原案のとおり承認いたしました。

議 長 次に議案第58号「農地の賃借料の情報提供について」を、議題とします。事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第52条の規定により、前年1月から12月までに締結された賃借料を基に、実情を踏まえた賃借料の情報を公開することとなっております。全国農業会議所が発行している農地の賃借料情報の手引きに基づきまして10アール当たりの賃借料を算定した結果となっております。
田の第1地域の平均額は12,900円、第2地域の平均額は9,800円、第3地域の平均額は10,900円、畑の平均額は8,700円となりました。
なお、目安として圃場の広さや形状等各種条件を考慮し、借手と貸手側で十分に協議して、賃借料を決めていただくこととなっております。又、この値は実勢の集計値であり、拘束力があるわけではないことをご承知頂きたいと思っております。

議 長 本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

それではお諮りします。議案第58号は原案のとおり承認してよろしいですか。

<異議なし>

議 長 異議がないと認めます。議案第58号「農地の賃借料の情報提供について」は原案のとおり承認いたしました。

議 長 議案第59号「坂井市農作業標準料金について」を、議題とします。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第59号「坂井市農作業標準料金の設定について」の説明をさせていただきます。今回、議案とは別に、別紙資料（前年との料金比較表）も併せて見て頂ければと思います。
それでは、説明に入らせていただきます。まず、農作業の委託者・受託者間で適正な農作業料金を設定できるよう、その目安とする標準料金を定めたものが表の結果のとおりでございます。算定につきましては、福井県農業会議が作成しております福井県農作業料金設定指針を参考とさせて頂きまして、坂井市の10アール当たりの平均料金を算出したものとなっております。燃料費、労務費、機械購入費等につきましては、福井県農業会議から情報提供されたものを使用し、算出しております。令和5年度単価と前年比較増減について読み上げます。

稲作は、土壌改良剤散布作業1,040円（30円増）プラウ耕作業6,020円（20円増）、レーザー均平作業13,020円（20円増）、畔塗り作業4,100円（60円増）、耕起作業5,060円（50円増）、砕土作業4,010円（10円増）、代かき作業4,530円（20円増）、田植作業7,850円（90円増）、防除作業（動力散布）670円（10円増）、防除作業（ラジコンヘリ）1,500円（変更なし）防除作業（ドローン）1,060円（変更なし）、収穫作業17,000円（40円増）、乾燥作業980円（20円増）籾摺作業500円（10円増）となっております。

麦作につきましては、生麦運搬作業が前年同額を除き、昨年より変動となっております。耕起・畝立・施肥・播種作業8,480円（90円増）、溝堀作業1,540円（30円増）、弾丸暗渠作業980円（40円増）、防除作業（動力散布）670円（10円増）、収穫作業10,640円（90円増）となりました。

大豆につきましては、生大豆運搬作業が前年同額を除き、昨年より変動となっております。耕起・畝立・施肥・播種作業8,870円（70円増）、溝堀り作業1,540円（30円増）、防除作業（動力散布）670円（10円増）、培土3,990円（70円増）、収穫作業11,170円（80円増）となりました。
そばにつきましては、作業料金につきましては前年同額です。以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

寺嶋委員 農業機械価格の乾燥・60型と全自動糶摺機の令和4年と5年の価格が倍以上、開きがあるがどうなっているか。

事務局 農業会議の資料を再確認し、訂正します。

議長 そのほかご意見ございませんか。

大嶋委員 防除作業についてラジコンヘリとドローンに差があるのはどうしてか。昨年も作業料金を諮っているが、ドローンは普及しようとしているにもかかわらず、作業価格が低いのでどうしてなのかと苦情も聞くので、今回教えてほしいと思います。

事務局 ラジコン防除作業はJAからの聞き取り数値、ドローン防除は福井県農業会議から提示された数値、それぞれが示しているので詳細はわかりかねます。

大嶋委員 FBCなどでも空中散布の宣伝などが流れており今後受託する人がでてくると思うので、確認しておきたいと思います。本体価格に差もあるのですが、30馬力、60馬力での耕運は同じなのにも声も聞きますので、そのところ説明を聞きたいと思っています。

事務局 ドローンの作業料金は県の農業会議所がだしているので、状況を確認し検討したいと思います。

寺嶋委員 16番寺嶋です。作業料金の議案は今回、意見決定してしまうとどうなるのでしょうか。広報もしてしまうとなると、変更できないのではないのでしょうか。

事務局 今回は議事の承認を見送り、来月、説明の上ご審議いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 ではこの議案第59号「坂井市農作業標準料金の設定について」は決議を見送ります。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。